

行橋市人権教育・啓発に関する基本計画

平成17年8月

行 橋 市



21世紀は「人権の世紀」といわれています。人権とは、社会において幸福な生活を営むために必要な、また人間として当然に持っている固有の権利であります。人類は、長い歴史の中で、人類普遍の原理であるこの人権の確立を目指すと同時に、一人ひとりの尊厳が大切にされる社会、人権が尊重される社会の実現に努めてきましたが、今日においても、生命・身体の安全にかかわる事象や、社会的身分、門地、民族、信条、性別、障害等による不当な差別やその他の人権侵害がなお存在しています。また、社会の国際化、

情報化、高齢化等の進展に伴って、人権に関する新たな課題も生じてきています。

平成12年（2000年）12月に、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」（平成12年法律第147号）が施行され、人権教育及び人権啓発に関する各種施策を策定・実施することが国及び地方公共団体の責務であるとされています。国においては、この法律を受け、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、平成14年（2002年）に「人権教育・啓発に関する基本計画」が策定されました。

県においても、平成15年（2003年）に、この法律に基づき、「福岡県人権教育・啓発基本指針」が策定されました。

本市においては、「人権教育のための国連10年」「基本的人権擁護に関する条例」「市民意識調査」などに基づき、すべての市民の基本的人権が尊重されるまちづくりを目指した取り組みを、市民とともに積極的に推進してまいりました。

しかしながら、現在も差別や偏見による様々な人権侵害が発生しているほか、人権問題も多様化・複雑化してきており、このような人権問題を取り巻く社会情勢の変化に対応することが求められてきています。

本市では、今後の人権教育及び人権啓発についての取り組みを、より効果的にまた実効性のあるものにするため、これまでの取り組みの成果・課題や社会情勢の変化を踏まえ、新たに「人権教育及び人権啓発の基本計画」を策定いたしました。

今後は、「すべての市民の基本的人権が尊重され、平和で明るく暮らせるまち行橋市」の実現に向けて、この計画に基づいて、市民とともに人権教育及び人権啓発の取り組みを推進していきます。

平成17年8月

行橋市長 八 並 康 一

目 次

第1章 はじめに	3 p
1 基本計画策定の趣旨	
2 基本計画の性格	
第2章 様々な人権問題の現状と課題	5 p
1 同和問題	
2 女性に関する問題	
3 子どもに関する問題	
4 高齢者に関する問題	
5 障害者に関する問題	
6 外国人に関する問題	
7 HIV感染者・ハンセン病患者等に関する問題	
8 その他の人権問題	
第3章 人権教育・啓発の推進	17 p
1 あらゆる場における人権教育・啓発の推進	
2 特定職業従事者の人権教育・啓発の推進	
3 人権教育・啓発の効果的な推進	
第4章 基本計画の推進にかかる体制等	25 p
1 全庁体制での推進	
2 関係行政機関や民間団体、企業などとの連携	
3 基本計画の見直し	
参考資料	26 p
○ 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律	
○ 基本的人権擁護に関する条例	
○ 行橋市人権政策推進懇話会設置要綱	
○ 行橋市人権政策推進会議設置要綱	

第1章 はじめに

1 基本計画策定の趣旨

行橋市人権教育・啓発に関する基本計画（以下「基本計画」という。）は、平成12年（2000年）に公布・施行された「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」第5条の「地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。」に基づき、地方公共団体の責務として、本市の実情に即した人権教育・啓発に関する施策を推進するために策定したものです。

本市においては、これまでも基本的人権の尊重と人権意識の高揚を図り、人権文化の構築に向けた人権施策の推進を図ってきました。しかしながら、依然として、学校、地域、家庭、職域など社会生活の様々な場面で、同和問題をはじめ、女性、子ども、障害者等に対する偏見や差別が存在しています。

さらに、国際化、情報化、高齢化等の進展によって新たな人権問題が発生してきており、人権意識の高揚は、すべての市民が平和で明るくいきいきと暮らせるまちづくりを目指すための緊急かつ重要な課題となっています。

このため、本基本計画により、本市は様々な人権問題の解決と、人権が尊重される社会の実現を目指し、人権教育・啓発に関する施策をより効果的に推進します。

2 基本計画の性格

本計画は、次の性格を有するものです。

- (1) 人権が尊重される社会づくりの担い手は市民であるとの理念のもとに、本市における人権教育・啓発の基本的な方針を示すものであり、行政機関、企業、民間団体等がそれぞれの役割を踏まえたうえで、人権教育・啓発を推進するためものです。
- (2) この計画は、国の「人権教育・啓発に関する基本計画」、「人権教育のための国連10年」、県の「福岡県人権教育・啓発基本指針」及び本市の「基本的人権擁護に関する条例」の趣旨を踏まえ、人権教育・啓発を総合的かつ計画的に推進するために策定するものです。
- (3) 本市の実態に基づき、学校、地域、家庭、職域等様々な場を通して、市民一人ひとりが人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得し具現できるよう、中期的な展望のもとに策定するものです。

(4) 昭和44年(1969年)の「同和対策事業特別措置法」施行以来、同和問題についての正しい理解と認識を深めるために進めてきた同和教育・啓発のこれまでの取り組みと成果などを踏まえ、様々な人権問題の解決を図るための人権教育・啓発として発展的に再構築するものです。

第2章 様々な人権問題の現状と課題

本市における人権教育・啓発にあたっては、普遍的な視点からの取り組みのほか、各人権課題に対する取り組みを推進し、それらに関する知識や理解を深め、さらには課題の解決に向けた実践的な態度を培っていくことが望まれます。

そこで同和問題をはじめ、女性、子ども、高齢者、障害者、外国人に関する問題など様々な分野の人権問題について、「現状」と「課題」を整理しました。

1 同和問題

(1) 現状

同和問題は、我が国固有の重大な人権問題であり、その早期解消を図ることは国民的課題であります。

国は、昭和44年(1969年)に同和対策事業特別措置法を施行し、以後、二度にわたり制定された特別措置法に基づき、約33年間、同和問題の解決に向けて関係施策を推進してきました。

本市は、識字学級発祥の地という歴史的背景もあることから、同和問題の解決を市政の重要施策と位置づけ、国庫補助事業、県費補助事業、さらに本市独自の事業を積極的に推進してきました。とりわけ、平成10年(1998年)「行橋市同和行政・同和対策事業の推進のための基本的あり方」の意見書を受け、一日も早い同和問題、人権問題の解決のために積極的に取り組んできました。

特別措置法失効後は、平成14年(2002年)にまとめた、その後の同和対策事業計画に基づいて、残された課題解決のための施策を講じています。また、差別意識の解消に向けた教育及び啓発も様々な創意工夫を重ね、積極的に推進しています。

市民啓発の取り組みとしては、同和問題に対する正しい理解と認識を深めるとともに、差別意識の解消を図るため、毎年7月を「人権・同和問題啓発強調月間」とさだめ、街頭啓発や講演会など各種啓発事業を実施しています。

教育委員会においては、真に差別をなくしていく意思と実践力を持った人間の形成を目指す人権・同和教育を推進しています。特に、永年「行橋市解放教育研究会(現人権教育研究会)」を組織し、差別の現実を学び、自らの実践を深める取り組みを進めてきています。また同時に「京都市行橋地区進路保障協議会」とも連携し、中学生の高校進学や高校生の就職に関して、差別のない適正な選考を要望しています。

学校教育では、児童一人ひとりの学力の向上と、人権意識の高揚を図るとともに、

研修を通して校長をはじめとする教職員の資質の向上に努めています。

社会教育では、公民館における研修会や、社会教育関係団体における研修の取り組みを、様々な機会を捉えて実施しています。

このような同和問題に関する教育・啓発の取り組みとともに、地区集会所の活用により、地域・家庭の教育力を高めるために行われる自主的・主体的な学習活動の支援、各種事業の推進にも努めています。

また、企業が同和問題をはじめとする人権問題についての正しい理解と認識を深め、公正な採用選考や企業内研修が実施されるよう、公共職業安定所や労働基準監督署などの関係行政機関と連携を図り、企業事業主などに対する研修会を実施し、企業への積極的な働きかけを行っています。

このように本市では、差別意識の解消に向けた教育・啓発を様々な機会と創意工夫により推進してきましたが、依然として差別意識の解消にいたっていません。

(2) 課題

同和問題の早期解決に向けた教育・啓発の取り組みにより、同和問題に関する市民の理解は進んできたものの、日常的な人権感覚が十分に身につけていないという課題が残されています。また、依然として結婚問題を中心に差別意識が存在するとともに、情報通信技術の進展に伴うインターネットなどの新たな差別行為も発生しています。

今後も、同和問題を本市における人権問題の重要な柱と位置づけ、市民の同和問題に関する誤った認識や偏見をなくすための教育及び啓発の取り組みを進めるとともに、その取り組みにあたっては、市民参加型の教育・啓発を取り入れ、日常的な人権感覚が身につくよう、内容の充実を図る必要があります。

学校教育では、人権に関する学習の取り組みが、児童・生徒の人権感覚や自他を尊重する態度及び行動力の育成につながっていない面も見られ、学習内容及び指導方法の工夫・改善と併せて、教職員の資質の向上を図る必要があります。さらには、進路指導の充実にも努めるとともに、学校・家庭・地域が一体となって生きる力(基礎基本・体力・豊かな心の総合)の育成や学力向上のための取り組みを強める必要があります。

社会教育では、市民一人ひとりが同和問題を正しく理解し、差別をなくす行動に結びつくよう、今後とも学習内容・形態などの工夫・改善を行うとともに、社会教育関係職員の資質の向上を図っていく必要があります。

企業では、事業者や従業員が同和問題をはじめとする人権問題の正しい理解と認識を深めるため、公共職業安定所・労働基準監督署などの関係行政機関と連携を図り、より効果的な研修を実施するとともに、公正な採用システムの構築を図る必要があります。

2 女性に関する問題

(1) 現状

女性の人権尊重・地位向上を目指した動きは、昭和50年(1975年)の「国際婦人年」に始まり、「女性に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」や数次の世界女性会議等と連動して進められ、現在の男女共同参画の形成に向けた動きへとつながってきました。

国においては、平成8年(1996年)に「男女共同参画2000年プラン」が策定され、平成11年(1999年)には「男女共同参画社会基本法」が制定されました。この法律に基づき、平成12年(2000年)に「男女共同参画基本計画」が策定されました。

本市においては、平成11年(1999年)に「行橋市男女共同参画プラン」を策定しており、「行橋市男女共同参画推進会議」を設置し、同プランに基づく男女共同参画施策の総合的かつ効果的な推進を図っています。また、市民、事業者、市が一体となって男女共同参画社会の形成を総合的、計画的に推進し、真の男女共同参画社会を実現することを目的として、平成16年(2004年)に「行橋市男女共同参画を推進する条例」を制定しました。その後、平成17年(2005年)に「第2次行橋市男女共同参画プラン」を策定、「男女共同参画センター」を開設しました。

今まで、女性問題講座、講演会などを開催し、市民意識の啓発や女性グループなどの活動支援を行って、性による固定的役割分担意識を解消し、男女共同参画社会を実現するための様々な活動を推進しています。しかし、女性問題についての市民の関心の高まりは十分ではありません。女性問題は、男性を含めた社会問題であるといわれていますが、男性の家事や育児・介護などへの参画は進んでおらず、性による固定的役割分担意識もいまだに解消されていません。

雇用の場においては、男女雇用機会均等法が改正され、募集・採用、配置・昇進等について男女差別が禁止されましたが、依然として、女子学生の就職難は続き、男女の賃金格差は縮まらず、中高年女性の再就職先は、ほとんどパートしかないという現実が存在しています。

農林漁業においては、女性は生産の重要な担い手であるにもかかわらず、政策決定の場などへの女性の進出に対する認識不足が見受けられます。

(2) 課題

私たちの社会生活において、女性は男性と対等であるとはいえない状況があり、様々な社会制度や慣行を、男女共同参画の視点に立ち見直す必要があります。

女性があらゆる場に参画し能力を発揮するためには、家庭や地域、職場、学校など

において、性による固定的役割分担意識を取り除き、男女平等・対等意識を広めることが大切です。そのためには男女平等教育を一層推進する学習機会の充実を図る必要があります。

女性の政策・方針決定の場への参画については、これまでも「行橋市男女共同参画プラン」に基づき取り組んできましたが、今後は、「行橋市男女共同参画を推進する条例」に基づき、さらに取り組みを強化する必要があります。

雇用の場においては、男女の固定的な役割分担の存在と、女性が育児・介護等の大半を担う現実が大きな要因となって、昇給・昇格、役職への登用等に男女間の格差が見られることなど、仕事と家庭の両立支援策の充実が求められています。また育児休業法の効率的活用を図る必要があります。

農林漁業においては、地域のリーダーとして活躍したり、事業を主体的に運営する女性が増えたりしてきていますが、性による固定的役割分担に基づく慣行や習慣が残っており、方針決定の場等への参画は、まだ不十分です。担い手としての能力の向上を図るとともに、社会進出に対し周辺環境の整備と併せた意識の改革を図る必要があります。

学校教育においては、日常生活の中で性による固定的役割分担意識が子どもの姿に表れている現実があり、低学年からの男女平等教育が必要となっています。

また、性犯罪、売買春、夫・パートナーからの暴力など、女性に対する人権侵害をなくす啓発活動を展開することが重要です。そのため、人権侵害に苦しむ女性に対する相談体制の充実を図り、行政、警察などとの連携のもと問題解決に取り組んでいかなければなりません。女性に対する暴力は、人権にかかる重大な問題であり、男女共同参画社会の実現を著しく阻害するものです。平成13年(2001年)に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」(配偶者暴力防止法)が制定され、平成16年(2004年)には配偶者からの暴力の範囲の拡大や相談支援センターの業務の実施など、人権擁護と男女平等の実現を目指す法改正されており、より一層社会をあげて女性への暴力をなくす取り組みが必要です。

このように、男女がともに社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野の活動に参加できる、男女共同参画社会の実現を目指し、様々な機会を捉えて広く市民の意識啓発を図ることが重要です。

3 子どもに関する問題

(1) 現状

子どもは、本来、豊かな感性、柔軟で伸びやかな心を持ち、自ら健全な大人へと成長していく可能性を秘めた存在で、人格を持った一人の人間として、尊重されなければなりません。子ども一人ひとりが基本的な人権の権利主体であることを理解し、その人権尊重や保護に向けて取り組んでいくことが必要です。

子どもの人権については、平成元年(1989年)に国連総会において、「児童の権利に関する条約」が採択され、わが国でも平成6年(1994年)に批准しています。条約の精神にそって、平成10年(1998年)に「児童福祉法」を改正し、平成11年(1999年)には、「児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び保護等に関する法律」を制定、また平成12年(2000年)には、「児童虐待の防止等に関する法律」を制定、さらに平成16年(2004年)に「児童福祉法」の一部が改正され、相談体制の充実や里親制度の見直しが図られました。その後、暴力の定義の拡大など、いくつかの法改正も行われています。

本市においては、平成14年(2002年)に「行橋市児童育成計画」を策定し、「みんなで育てよう未来を担う行橋っ子」を基本理念に、「子どもが健やかに生まれ育つ環境をつくろう」、「いきいきと子育て出来る環境をつくろう」、「子育て家庭を地域で支えよう」、「子育てと仕事等の社会活動との両立を支えよう」、「子どもがのびのびと育つ環境をつくろう」、「親子が快適に過ごせる環境をつくろう」の6つの目標を定め、子どもに関する施策を総合的に展開しているところです。

しかしながら、近年の情報化・都市化の進展、少子化・核家族化の進行など、社会経済情勢の変化による家庭や地域の教育機能の低下は著しく、家庭での過保護や過干渉、あるいは放任、児童虐待といった状況をはじめ、いじめ、不登校、体罰などの子どもの人権にかかわる問題を深刻化させています。

乳幼児期は、生涯にわたる人間形成の基礎を培うきわめて大切な時期であるため、自他の人権を大切にすることを育てる保育の取り組みを、家庭・地域との密接な連携のもとに推進するとともに、乳幼児の心身の発達、家庭や地域の実情に応じた適切な保育の実施を推進しているところです。

学校教育においては、「児童の権利に関する条約」の趣旨・内容の周知などを図るとともに、社会教育においては、公民館の各種学級や講座の中で、PTAにおいては指導者研修会などの学習の中で、子どもの人権や権利条約などを盛り込んだ取り組みを進めています。

さらに、子どもに関する様々な相談については、児童・生徒相談センターを開設し、子ども自身や家族が気軽に相談できる、専門相談員の充実・強化を図っています。

(2) 課題

我が国で「児童の権利条約」が批准・発効以来11年が経過するも、少子化や核家族化、都市化の進行により、家庭や地域における子育て機能の低下や地域とのつながりの希薄化といった問題など、子どもや家庭を取り巻く環境は大きく変化し、この条約の精神が十分活かされていません。

このような中で、子どもに豊かな人間性、他人を思いやる心、人権を尊重する心などを培うことが求められています。そのためには、家庭、地域、学校が連携を深め、それぞれの役割を果たしていく必要があります。

まず、家庭の教育力や人権意識を高め、児童の権利条約の精神を学ぶ父母対象の研修会や講演会を開催するなど、あらゆる機会を用いて子どもの心身の健全発達と人権を尊重する家庭教育の充実を図らねばなりません。

次に、地域が果たす役割も大きいものがあります。地域で暮らす一人ひとりが、子どもを育むという意識を持ち、地域ぐるみで子どもの環境や活動を考えていこうという気運を高め、人権意識の高揚と人権教育の推進を図っていく必要があります。

就学前教育を推進するにあたっては、幼児一人ひとりの発達段階や個性に応じた保育を行うことが大切であり、人権を大切にすることを育てる保育を適切に行う必要があります。そのため、幼稚園教職員・保育所（園）職員の研修は、経験や職責に応じた内容となるようさらに検討していくことが重要です。

学校においては、人権意識の高揚と定着を図るため、学校生活全般の中で指導を行うとともに、他人を思いやる心や生命を大切に、人権を尊重する心などを育成する道徳教育の充実が求められます。また、いじめ問題に対する指導体制をさらに強化するとともに、教職員のカウンセリングの力量を高める研修を行う必要があります。

また、子どもに関する様々な相談については、児童・生徒相談センターの専門相談機能の一層の充実を図るとともに、民生・児童委員をはじめ地域及び関係機関との連携を図り、的確に対応できる相談体制の確立を進めることが重要です。

4 高齢者に関する問題

(1) 現状

わが国は、出生率の低下と平均寿命の伸長などを要因として、少子高齢化が急速に進行しており、平成27年（2015年）には、全国民の4人に1人が65歳以上の高齢者となる本格的高齢社会の到来が見込まれています。本市は、全国平均より高い水準で推移しており、着実に高齢者人口は増加しています。特に75歳以上の後期高齢者が著しく増加すると予測されており、寝たきりや認知症の高齢者の増加も見込ま

れています。また、高齢者に対する介護の放棄や虐待問題をはじめ、高齢者の孤独死の増加、高齢者を対象とした詐欺事件など、深刻な社会現象も生じています。

本市では、平成15年（2003年）に「行橋市老人保健福祉計画・介護保険事業計画」を策定し、「いつまでも“我が家”で暮らせるまち・ゆくはし」を基本理念に、「健康で自立した生活を継続できる基盤づくり」、「質の高い生活づくり」、「暮らしやすい環境づくり」を基本目標として、すべての市民が、住みなれた地域でともに支えあいながら、生きがいを持って暮らし続けることができるよう、社会参加の促進、健康の保持・増進、要援護者への支援、利用者の保護など高齢者施策を推進しています。

すべての市民が充実した高齢期を過ごせるよう、生涯学習や生涯スポーツ・レクリエーション活動をはじめ、老人クラブ活動や就労支援などの各種生きがいづくりや社会参加支援を行っています。

また、増加する寝たきりや認知症の方など、介護を要する高齢者を社会全体で支援する仕組みとして、平成12年（2000年）から介護保険制度がはじまり、さらに、介護予防にかかわる人材育成等の拠点として、平成16年（2004年）に地域ケア複合センターを開設しました。

学校教育においては、高齢者が培ってきた伝統、文化のすばらしさを理解させるとともに、高齢者に対する敬愛の心情を育成するなどの教育に取り組んでいます。

(2) 課題

高齢者が健康で豊かな生涯を過ごすためには、保健・医療・福祉サービスなど社会サービスの配慮はもちろんのこと、人間としての尊厳が重んじられ、一人ひとりの人生観や信条が大切にされる、差別のない明るい社会をつくる必要があります。また、社会の重要な一員として、その個性や能力を十分に発揮しながら、主体的に社会活動に参画し、生きがいを持って生活し、活動できるような環境づくりが必要です。

世代間交流事業は、スポーツ・レクリエーションを通じた相互親睦を図るものが中心となっているため、今後は、高齢者の知識や経験を生かした、社会奉仕活動や文化伝承活動なども含めた幅広い分野において、高齢者と他世代が連携して交流を進めていくことにより、相互理解を促進していくことが重要です。

学校教育においては、高齢者が地域づくりのために尽くしてきたことを理解するとともに、心と心が触れ合う体験的学習の機会をさらに充実することが必要です。

高齢者に対する介護者等による肉体的虐待、心理的虐待をはじめ、高齢者の孤独死や自殺などの増加が懸念されます。医療や福祉だけでなく高齢者の人権擁護には、多方面からの総合的な対応を図るため、ネットワークづくりや相談窓口の充実が求められます。介護サービスの基盤の整備や介護サービスの向上を推進するとともに、医療・福祉・介護従事者などへ的高齢者の人権に関する研修や、一般市民の意識の高揚に努めることが重要です。

高齢者の人権問題については、広く市民が関心を持つよう一層の周知に努め、特に

若い世代への周知徹底を図るとともに、市民全体が高齢者に対する認識と理解を深め、高齢者が社会の重要な一員として、生き生きと暮らすことのできる社会の実現を目指して、啓発活動を進めていく必要があります。

5 障害者に関する問題

(1) 現状

国際連合は、昭和46年(1971年)に「精神薄弱者の権利宣言」、昭和50年(1975年)に「障害者の権利宣言」をそれぞれ採択し、障害者の基本的人権とノーマライゼーションの理念に基づく指針が示されました。昭和56年(1981年)には、障害者の完全参加と平等をテーマとする「国際障害者年」が設定されました。また、昭和57年(1983年)からの10年間を「国連・障害者の10年」と宣言し、各国に対し障害者福祉の増進が奨励され、平成5年(1993年)からの10年間を「アジア太平洋障害者の10年」とする決議がなされ、さらに継続して障害者問題に取り組むこととされました。

国は、障害者を取り巻く社会経済情勢の変化等に対応し、障害者の自立と社会参加の一層の促進を図るため、平成5年(1993年)に制定された「障害者基本法」では「すべて障害者は、個人の尊重が重んじられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有する」、「すべて障害者は、社会を構成する一員として社会、経済、文化、その他あらゆる分野の活動に参加する機会を与えられるものとする」という基本理念が示されています。

本市では、平成4年(1992年)「障害者福祉大会」を開催。平成10年(1998年)には「行橋市障害者福祉長期計画」、平成11年(1999年)には「行橋市ひとにやさしいまちづくり整備計画」を策定するなど、様々な福祉施策を推進しています。

また、障害者問題の啓発活動については、12月9日の「障害者の日」を中心に街頭啓発や講演会を行い、障害者に対する差別や偏見を解消し、人権意識の高揚を図っています。

学校教育においては、福祉施設の訪問や交流教育を実施し、障害のある子どもやその教育に対する理解と認識を深めています。

(2) 課題

障害者問題についての理解度は、これまでの啓発活動の取り組みや近年の人権意識の高揚により一定の広がりを見てはいるものの、「障害者はその人間としての尊厳が

尊重される、生まれながらの権利を有している」とした、国連総会における「障害者の権利宣言」決議から見れば、まだまだ不十分な面が多々見られます。また、皮相的な慈愛による差別や侮蔑的な言辞による偏見がいまも存在していて、共生を求める障害者の自立と社会参加を広める必要があります。

このような共生社会の実現に向け、基本的な理解と認識を深めるための広報・啓発を図り、障害や障害者に対する理解の不足から生じる差別や偏見の解消に努めなければなりません。

そこで、平成16年度からスタートした「新福岡県障害者福祉長期計画」を基本に踏まえて、すべての人々が障害者問題に関心を寄せ、その理解と認識を深めるための研修・啓発を進め、学校教育を初め、あらゆる分野と機会障害者との交流を図り、人権意識の浸透・高揚に努めなければなりません。

また、障害者の地域における生活の場の確保と社会参加を促進するためには、障害者の視点に立った都市環境の整備というハード面を含め、ノーマライゼーションの理念を広く社会に定着させ、「完全参加と平等」についての理解と認識を深める取り組みを進めていくことが重要です。そうして物理的、社会的、心理的バリアを取り除くための施策の推進が求められています。

6 外国人に関する問題

(1) 現状

日本全国に暮らす外国人の数は、近年のグローバル化、ボーダレス化の進展に伴い年々増加しており、総人口の1%を超えています。そのうちの約50万人が特別永住者であり、特別永住者のほとんどが歴史的経緯で日本に住むようになった韓国・朝鮮の人々とその子孫であり、在日韓国・朝鮮人と呼ばれる人々です。

本市における外国人登録数は約500人で、このうち在日韓国・朝鮮人は約200人です。このような実態の中、異なる文化について相互理解が不十分なことから、外国人に対する様々な人権問題が発生しています。また、在日韓国・朝鮮人については、民族的偏見により、就職・結婚などにおいて差別を受けている事象や、児童・生徒に対する嫌がらせなども発生しています。

民族、文化や価値観などの異なる人々が、同じ地域で生活することは、互いを知り、互いを学ぶことによって、新しい文化や豊かで活力のある社会を生み出します。

市では、平成4年(1992年)から国際交流員を招致し、異なる文化や価値観の違いを認め、開かれた地域社会を目指すとともに、外国人の基本的人権が尊重されるよう、各種啓発活動や交流イベントの開催等の取り組みを進めています。

(2) 課題

私たち一人ひとりの日々の生活や活動が、国際社会と密接なつながりを持つ時代の今日、すべての住民が国際理解を深め、国際化時代にふさわしい人権意識の育成が強く求められています。外国人と日本人が住民として共に生きる開かれた地域社会を実現するために、お互いに多様な価値観を持ち、異なった歴史や文化に対する認識を深め、尊重するとともに、広く市民の間に多元的文化や多様性を容認する心を育てることが必要です。特に、在日韓国・朝鮮人に対する偏見や差別意識の解消のためには、歴史的経緯を正しく理解することが必要です。

学校教育においては、歴史や文化に対する認識を深め、人種・民族・国籍を問わず、すべての人々の人権を尊重する真の国際理解・国際協調の精神を養う教育を推進していくことが必要です。

また、在日韓国・朝鮮人など、外国人の基本的な人権に関する諸問題を解決するため、様々な機会を捉えて、啓発活動を進めていく必要があります。特に、国際化時代を迎えて、国籍に関わらず人権を尊重すべきとの認識から、外国人に対する人権擁護を当然とする社会づくりを今後も一層広める必要があります。

本市では、H I V感染症・エイズに関するパンフレットの配布により、疾病及び感染予防に関する正しい知識の普及・啓発を行っています。また、ハンセン病に対する偏見や差別を一日も早く解消していくため、リーフレット、啓発誌及び講演会などによる啓発に努めてきました。

(2) 課題

市民のエイズに関する関心が低下してきており、「エイズは自分には関係ない」といった風潮も見られ、啓発活動の重要性が増してきています。

特に、H I V感染者及びエイズ患者は、若い年齢層で増加しており、感染予防のための正しい知識の普及・啓発を行うとともに、感染者などに対する差別や偏見をなくすことを目的とした啓発活動が重要です。

学校教育においても性教育との関連において、この分野も重要な教育課題とし、教材作成や教職員の研修を深める必要があります。

また、ハンセン病療養所の入所者は、いまだに多くの人が生活や医療への不安や偏見・差別への恐れなどから、療養所での生活を続けています。このため、社会復帰を希望する人が、安心して生活できる環境の整備に努めるとともに、偏見や差別の解消に向けて、正しい知識の普及啓発や広報活動に一層取り組む必要があります。

7 H I V感染者・ハンセン病患者等に関する問題

(1) 現状

医療技術の進歩や医療体制の整備が進んでいる一方、今なお、様々な病気に対しての正しい知識と理解が十分に普及しているとはいえません。特に、エイズやハンセン病など疾病に対する正しい認識が不足しているものについては、患者や感染者、家族に対してまで、差別や偏見など人権にかかわる問題が発生しています。

国においては、平成11年（1999年）にH I V感染症・エイズ患者に対する施策を見直し、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」が施行され、患者などの人権に配慮した予防及び医療に関する総合的な施策が推進されることとなりました。

ハンセン病は、らい菌による感染症ですが、発病した患者の外見上の特徴から特殊な病気として扱われ、古くから療養所入所を強制する隔離政策が採られてきました。この隔離政策は、平成8年（1996年）に「らい予防法の廃止に関する法律」が施行され、ようやく終結することになりました。しかし、療養所入所者の多くは、これまでの長期間にわたる隔離などにより、家族や親族などとの関係を絶たれ、また、社会における偏見・差別や入所者自身の高齢化等により、病気が完治した後も療養所に残らざるを得ないなど、社会復帰が困難な状況にあります。

8 様々な人権問題

(1) 現状

現在の社会には、これまで述べてきた人権問題のほか、さまざまな人権にかかわる問題が存在しています。

アイヌの人々に対する偏見や差別は、アイヌ民族独自の言語、風俗習慣及び伝統をはじめとする固有の文化に対する知識や理解の不足から生じています。その他、犯罪被害者やその家族、ホームレス、刑を終えて出所した人やその家族などに対する偏見や差別も根強いものがあります。また、近年の高度情報化社会を背景として、インターネットなどを利用した人権侵害など、社会情勢の変化に伴う新たな人権問題が発生してきています。

さらに、古くからの伝統的な慣習や風習などの中にも、合理的な理由や科学的根拠がないにもかかわらず、日常的に深く浸透し、先入観により無意識のうちに差別を植えてつけているものがあります。

(2) 課題

人権問題が多様化、複雑化しつつある近年の状況から、人権教育は、各々の人権問題を個別に理解・認識していくことはもちろん、それぞれの人権問題の取り組みを連携させ、すべての人権を尊重する意識を一層深めていく取り組みが必要です。

第3章 人権教育・啓発の推進

人権問題の解決にあたっては、それぞれの現状と課題を見据えながら、人権教育及び人権啓発の取り組みを、効果的かつ計画的に推進していくことが必要です。

したがって、今後、本市が取り組むべき施策を、次の視点から示しました。

- (1) あらゆる場における人権教育・啓発の推進
- (2) 特定職業従事者の人権教育・啓発の推進
- (3) 人権教育・啓発の効果的な推進

1 あらゆる場における人権教育・啓発の推進

人権の意識が根づいた人権尊重が当たり前という社会、いわゆる人権文化を構築するためには、子どもから大人まで一人ひとりが、日常生活に派生している様々な人権問題について理解を深めることから始まります。

したがって、市民一人ひとりが、学校、家庭・地域及び職場などのあらゆる場において、人権尊重の心を育むような学習が重要です。そのため、いつでも気軽に学習できるような場の提供や内容の充実を図る必要があります。

(1) 就学前における人権教育の推進

乳幼児期は、生涯にわたる人間形成の基礎が培われる極めて大切な時期であり、この時期に人権尊重の精神の芽生えを育み、一人ひとりの違いを認め合い、個性として尊重することなどを理解させることが重要です。しかし、急速な核家族化の進展に伴い子育ての孤立化や児童虐待の増加など、子どもの将来に対する不安が広がっています。

そこで、今後は、乳幼児の発達段階に応じた家庭での育児の在り方を支援するとともに、幼稚園教職員や保育所（園）職員による乳幼児期の人権感覚の芽生えを育てるための適正な働きかけが必要です。そのためには、幼保関係職員が、同和問題をはじめ様々な人権教育に関する正しい理解と認識を深め、自らの人権感覚を高めることが必要です。

<具体的施策の基本方向>

- 幼児の家庭・地域環境、生活条件等の状況やその背景を十分に把握し、就学前教育の取り組みを一層充実します。
- 幼稚園教職員・保育所（園）職員の資質の向上を図るため、研修内容のより一

層の充実を図ります。

(2) 学校における人権教育の推進

学校においては、児童・生徒の差別や偏見などによる問題行動や、いじめ・不登校など解決すべき問題があり、人権意識の高揚を図るための学習指導方法の工夫・改善、効果的な教職員研修の実施などが求められています。

人権教育は、すべての教育活動を通して、生命を大切にし、人権を尊重する心、正義感や公正さを重んじる心などを育むことを基盤にして推進されなければなりません。また、児童・生徒の発達段階に応じた適切な指導を行うことも必要です。

さらに、人権教育の推進にあたっては、教職員の果たす役割は大きく、校長をはじめ教職員一人ひとりが、児童・生徒の実態を踏まえ、学校における教育課題を明確にし、その課題解決にあたる必要があります。

<具体的施策の基本方向>

- すべての教育活動を通して、人権尊重の精神育成に努めるとともに、人権に配慮した教育指導を行うために、校長を中心とする人権教育推進のための校内推進体制を確立します。
- 児童・生徒が自分で課題を見つけ、自ら学び自ら考える力を身につけられるよう、それぞれの発達段階に応じた学習指導方法の工夫・改善をしながら、人権教育を推進するとともに、障害のある児童・生徒が地域における様々な活動に参加し、交流を深めることができるような機会の充実に努めます。
- これまでの同和教育の中で培われてきた手法や、その中で得られた成果や課題を踏まえながら、さらに差別をなくし、個性を尊重する人権教育の充実に努めます。
- 教職員が自らの職責を自覚し、豊かな人権感覚を培うなど、教職員としての資質の向上を図るため、研修の実施にあたっては、障害のある人や高齢者などとの交流、車イス体験などの学習を積極的に行うなど、内容の充実や実施方法の工夫を行うとともに、各学校の実態に応じた効果的な研修を行います。

(3) 家庭・地域における人権教育・啓発

一人ひとりの人権が尊重される社会を実現するためには、人権尊重の視点に立った行政施策を推進し、豊かな人権文化を地域で育てていくことが大切です。そのためには、市民の多様な学習ニーズに対応する学習機会を提供することが必要です。

また、家庭で育まれる人権意識や、地域社会の一員としての意識・連帯感が重要であり、人権の尊重を基調とした、家庭や地域の教育力の充実に努めることも重要です。

<具体的施策の基本方向>

- すべての市民が気軽に身近なところで、人権についての理解や認識を深めるとともに、人権を確立するための方法と手段についての学習ができるよう、公民館、市民会館などにおいて積極的に研修会・講演会を実施します。
- 公民館などで実施される家庭教育学級などの内容・方法の工夫に努めるとともに、地域の大人一人ひとりが子どもを育むという意識を高め、子どもの主体性や社会性を育む活動を支援します。
- 人権問題に対する感性や、人権感覚を育むためのパンフレットや冊子などの内容を充実します。

(4) 企業における人権教育・啓発

企業においては、人権問題の解決をはじめ、男女共同参画社会の実現、少子・高齢化社会への対応などで果たすべき社会的役割を担っています。

同和問題をはじめとする人権問題への取り組みとして、公正採用選考人権啓発推進員を設置している企業では、人権啓発や社内研修の取り組みが進められていますが、企業によっては取り組みに温度差があるため、今後も、人権教育及び人権啓発の積極的な取り組みを推進していくことが必要です。

また、すべての人々の就職の機会均等を保障した公正な採用選考が実施され、配置、昇進、賃金などあらゆる面で、すべての人々の基本的人権が尊重された働きやすい職場を実現することが求められています。

<具体的施策の基本方向>

- 企業における人権意識の高揚を図るため、公共職業安定所・労働基準監督署など関係行政機関との連携のもとで開催している企業体研修会の内容の工夫・改善を図るとともに、事業主に対し、研修の必要性についての自覚を持つよう働きかけ、公正採用選考人権啓発推進員の更なる資質の向上を目指します。
- 企業における社内研修の研修対象者にあわせた講師の紹介、研修教材の提供など、社内研修を支援します。
- 企業に対し、人権問題に関する情報提供を行うなど、人権教育および人権啓発の自主的な取り組みが行われるよう、積極的な働きかけを行います。
- すべての人々の就職の機会均等を保障した公正な採用選考が実施され、基本的人権が尊重された働きやすい職場を実現するために、企業に対し「労働基準法」や「男女雇用機会均等法」、「高齢者雇用促進法」、「障害者雇用促進法」などの法制度の周知を図るとともに、人権が尊重される職場づくりに向けた主体的・自主的な取り組みが行われるよう、国・県などの関係行政機関と連携・協力して企業への啓発に努めます。

2 特定職業従事者の人権教育・啓発の推進

すべての市民の人権が尊重される社会を目指すためには、あらゆる人々を対象に人権教育及び人権啓発を進めなければなりません。特に、市職員、教職員、社会教育関係者、福祉関係者など、人権の擁護に深いかかわりを持つ職業に従事する人たちに対しては、重点的な人権教育及び人権啓発が必要です。

(1) 市職員

全体の奉仕者である公務員は、基本的人権の尊重の視点に立って、行政を進めていくことが求められており、豊かな人権感覚を身につけた市職員が、人権に配慮した行政を推進することによって、真の意味での市民サービスが提供できます。そこで、嘱託員なども含め、すべての職員が、あらゆる人権問題に関する正しい理解と認識を深めるとともに、具体的な職務遂行の中で生かしていくことが重要です。また、すべての職員が自らの業務を人権の視点から捉え、必要に応じ工夫・改善を図ることが求められています。

<具体的施策の基本方向>

- すべての職員が、人権問題を正しく認識したうえで、それぞれの職務に応じたきめ細かい人権感覚を身につけ、日常の職務に生かすとともに、地域における人権啓発活動に生かせるよう、また、日常業務を常に人権尊重の視点から捉え、必要に応じ工夫・改善できるよう、人権問題に関する総合的な研修を、積極的に実施します。
- 消防職員の職務は、市民の生命・身体及び財産を守ることであり、それ自体が人権に深いかかわりがあるため、より実践的な研修手法の工夫や内容の充実を図ります。

(2) 教職員

21世紀を担う子どもたちの人権尊重の心と態度を育成し、学校における人権教育の推進を図るためには、まず教育活動に携わるすべてのものが、学校教育の現状や課題を十分に理解し、豊かな人権感覚と科学的認識を身に付け、自らの資質の向上に努めていくことが重要です。

<具体的施策の基本方向>

- 教職員が自らの職務を自覚し、豊かな人権感覚を培うなど、教職員としての資質の向上を図るため、研修の実施にあたっては、障害のある人や高齢者などとの

交流や、車イス、アイマスク体験などの学習を積極的に行うなど、研修内容の充実や実施方法の工夫を行います。また、各学校の実態に応じた効果的な研修を行います。

- 各学校では、教育課題の明確化・共通理解を図るとともに、家庭・地域及び学校間の連携を図りながら、全教職員が一体となり、人権教育推進体制の確立に努めます。

(3) 社会教育関係者

社会教育主事や公民館職員などに対し、人権に関する共通の理解を深めるための研修を実施しています。地域では、リーダーとなり、まわりに働きかけていくような人材が求められており、社会教育関係者の更なる助言・指導技術の向上を図り、地域における指導者育成につなげていくことが重要です。

<具体的施策の基本方向>

- 社会教育主事や公民館職員などに対する研修の実施にあたっては、それぞれの職員の知識や経験に応じた、実践に結びつく研修手法の工夫や、内容の充実を図ります。

(4) 福祉関係者

地域において日常的に福祉に携わる民生委員・児童委員は、住民相互の地域づくりに大きな役割が期待されており、また、福祉施設や事業所の職員は、サービス利用者の生活に直接かかわることが多いことから、人権感覚を磨くことが求められています。今後も、民生委員・児童委員は、地域における役割についてさらに認識を深めていくこと、福祉施設職員については、人間の尊厳と個人のプライバシー保持などの重要性を十分認識し、利用者一人ひとりを尊重する、人権意識に根ざした行動が求められています。

<具体的施策の基本方向>

- 福祉関係者の人権意識の高揚が図られるよう、民生委員・児童委員や福祉施設などの関係機関との交流を深めるとともに、研修の実施にあたっては、実践に結びつくような研修手法の工夫や内容の充実を図ります。

(5) マスメディア関係者

情報化社会の進展が著しい現在、新聞、テレビ、ラジオなどのマスメディアからの情報は、市民の意識の形成に大きな影響力を持っており、人権尊重の社会を形成する

うえで重要な役割を担っています。そのため、マスメディア関係者は、常に人権尊重の視点に立った取材活動や報道を行うことが望まれます。

<具体的施策の基本方向>

- マスメディア関係者に対し、人権問題に関する情報提供を行うなど、人権教育及び人権啓発の自主的な取り組みが行えるよう積極的な働きかけを行います。

3 人権教育・啓発の効果的な推進

人権教育及び人権啓発を、総合的・体系的な視点からより効果的に推進していくためには、学習の場の提供や学習内容の充実、啓発手法の検討、あるいは講師・指導者の育成などの諸施策を積極的に進めていくとともに、市民の自発的な取り組みを支援することが必要です。

(1) 学習の場の提供

本市においては、地域における生涯学習施設として、一小学校区に一公民館という基本方針で公民館が設置されており、市民が気軽に利用できる、身近な学習の場として大きな役割を担っています。ほかにも、研修センター、勤労者総合福祉センターなど、市民に学習する場を提供しており、広範な、そして専門的な学習活動が展開されています。今後も、このような施設を人権に関する市民の学習の場として、積極的に提供していかなければなりません。

<具体的施策の基本方向>

- 公民館など、市民の学習・交流を支援する施設の情報提供を充実するなど、施設の利用促進を図り、人権教育の場の提供に努めます。
- 公民館などとの緊密な連携のもと、地域における学習、交流の場としての充実に努めます。

(2) 学習内容の充実

人権学習を効果的に進めていくためには、市民一人ひとりが人権問題を自分自身の問題として捉え、日常的な人権感覚を身につけられるような学習内容にすることが必要です。また、指導者や専門家から単に知識を習得するだけでなく、学習者がお互いの考えや体験を交流させ、その中から、積極的に自らの力で新しい発見をすることが重要です。

<具体的施策の基本方向>

- 研修会・講演会や各種イベントの実施にあたっては、市民一人ひとりが人権問題を自分自身の問題として捉え、日常的な人権感覚を身につけられるよう、これまでの成果を踏まえるとともに、若年層から高齢者層まで、より幅広い層の相互交流により、市民一人ひとりの相互理解を深めるような内容にするなど工夫・改善を図ります。

(3) 効果的な啓発手法・情報提供の推進

市民一人ひとりの人権が真に尊重される社会を実現するためには、人権教育の積極的な推進とともに、人権意識の高揚を図るための研修会・講演会や各種イベントの実施や情報提供、広報活動などの人権啓発を効果的に推進し、市民一人ひとりが人権問題を自分自身の問題として捉えるようになることが重要です。

そのためには、様々な人権啓発の取り組みにおいて、身近な事例を取り上げたり、表現や内容をわかりやすいものにすることや、学校、地域、職場における取り組みの中で積み上げてきた手法を生かすとともに、新たな手法を開発していくことが必要です。また、子ども、高齢者、障害者、外国人などに十分配慮しながら、共同・共通の立場に立った参画が大切です。

また、情報伝達的手段としては、マスメディアが果たす役割や影響は大きく、人権教育及び啓発を効果的に推進するにあたっては、マスメディアを活用し、様々な情報を一人でも多くの市民に提供していく必要があります。

<具体的施策の基本方向>

- 学校や家庭・地域、関係機関・団体との連携を図りながら、人権・同和問題強調月間行事、人権週間行事などの各種イベントを積極的に実施します。
- 「人権セミナー」「人権のつどい」などの研修会、講演会や各種イベントへの幅広い市民層の参加を促進するため、これら研修会などについて、広報誌(紙)やインターネットなどの媒体を積極的に活用して情報提供を行うとともに、広報内容などを工夫します。
- マスメディアとの連携を深めながら、情報提供を行い、様々な形で人権に関する事柄が取り上げられるよう積極的な働きかけを行います。

(4) 人材の育成

すべての市民の人権が尊重される社会の実現を目指し、幅広い市民への人権教育及び人権啓発を推進していくためには、市民の日常生活の身近なところで人権学習のリーダーとして活動する指導者の役割が重要です。

これまで、PTAの役員、社会教育関係団体の指導者などを対象に研修会や講座を実施し、また、一般市民対象にも人権セミナーを実施しており、様々な人権問題に関する知識の習得や理解を深めることができました。今後は、後継者の育成を含め、地域に密着した人材の育成を図るとともに、地域における指導者としての実践力を向上させていくことが重要です。

＜具体的施策の基本方向＞

- 地域において、人権教育及び人権啓発を担う人材の育成及び指導者としての資質向上を図るため、研修会を積極的に実施するとともに、実践に結びつくような研修内容などの更なる充実を図ります。

(5) 教材の開発・整備

人権教育及び人権啓発を推進するにあたっては、優れた指導者とともに効果的な教材が必要です。人権に関連する様々な教材を人権尊重という視点で見直し、様々な人権課題に対応した教材の開発・整備を進め、一層の活用を図っていくことが必要です。

＜具体的施策の基本方向＞

- 本市で作成している様々な人権に関する啓発冊子、パンフレット、リーフレットなどを、人権教育及び人権啓発の取り組みの中で積極的に活用していきます。また、対象者の知識や興味などにあわせた、基礎的なものから専門的なものまでの体系的な教材の開発・整備に努めます。

第4章 基本計画の推進にかかる体制等

1 全庁体制での推進

この基本計画は、人権尊重が当たり前という社会、すなわち、人権文化を構築するとともに、お互いの多様性を認め合う共生社会を実現し、「すべての市民の基本的人権が尊重され、平和で明るく暮らせるまち行橋市」を実現するために策定するものです。

本市においては、全庁的な推進組織である「行橋市人権政策推進会議」を設置し、全庁体制で取り組み、人権教育及び人権啓発を市政のあらゆる分野で推進し、基本計画の実現を目指します。

人権教育・啓発の推進にあたっては、各人権課題を所管する部署がこの基本計画の趣旨を踏まえながら、その方向性に沿った取り組みになっているか、点検しながら推進していくことが必要です。

なお、この基本計画推進にあたって、市民が気楽に相談できる人権相談窓口の設置など、より一層人権教育の推進・啓発に努めます。

2 関係行政機関や民間団体、企業などとの連携

基本計画に基づく、人権教育及び人権啓発を推進するにあたっては、他の行政機関との取り組みとともに、民間団体、企業での自主的な取り組みの展開が必要です。

国・県などの関係機関とは、教育・啓発の効果的な推進を図るため、緊密な連携と協力のもとに組み合います。

また、民間団体や企業に対しても、教育・啓発に対する取り組みの更なる充実を働きかけるとともに、研修教材や情報の提供などを行い、教育・啓発の積極的な推進を図られるよう連携を深めていきます。

3 基本計画の見直し

この基本計画は、今後の人権問題を取り巻く動向や状況、社会環境の変化などに的確に対応するため、各人権分野の有識者からなる「行橋市人権政策推進懇話会」に提言を求め、必要に応じ見直しを行います。

参 考 資 料

人権教育及び人権啓発の推進に関する法律

(平成12年12月6日号外法律第147号)

(目的)

第一条 この法律は、人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、人権教育とは、人権尊重の精神の涵(かん)養を目的とする教育活動をいい、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動(人権教育を除く。)をいう。

(基本理念)

第三条 国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならない。

(国の責務)

第四条 国は、前条に定める人権教育及び人権啓発の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第六条 国民は、人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

(基本計画の策定)

第七条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、人権教育及び人権啓発に関する基本的な計画を策定しなければならない。

(年次報告)

第八条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた人権教育及び人権啓発に関する施策についての報告を提出しなければならない。

(財政上の措置)

第九条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策を実施する地方公共団体に対し、当該施策に係る事業の委託その他の方法により、財政上の措置を講ずることができる。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第八条の規定は、この法律の施行の日の属する年度の翌年度以後に講じる人権教育及び人権啓発に関する施策について適用する。

(見直し)

第二条 この法律は、この法律の施行の日から三年以内に、人権擁護施策推進法(平成八年法律第百二十号)第三条第二項に基づく人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策の充実に関する基本的事項についての人権擁護推進審議会の調査審議の結果をも踏まえ、見直しを行うものとする。

基本的人権擁護に関する条例

(平成8年3月25日条例第1号)

(目的)

第1条 この条例は、「すべての国民が基本的人権を享有し、法の下での平等」を保障している日本国憲法及び「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。」とする世界人権宣言を基本理念とし、部落差別をはじめ、在日外国人、障害者、女性等への差別など、あらゆる形態の差別をなくし、人権意識の高揚を図り、すべての市民の基本的人権が尊重される平和な明るい地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(市の責務)

第2条 市は、前条の目的を達成するため、必要な施策を総合的に推進するとともに、行政のすべての分野で市民の人権意識の高揚に努めるものとする。

(市民の課題)

第3条 市民は、相互に基本的人権を尊重するとともに、差別をなくすための施策に協力し、自らも人権侵害に関する行為をしないように努めるものとする。

(施策の推進)

第4条 市は、基本的人権を擁護し、差別をなくすために必要と認める施策については、市民と協力の上、推進に努めるものとする。

(啓発運動の充実)

第5条 市は、市民の人権意識の普及高揚を図るため、あらゆる機会をとらえて人権啓発事業を総合的に推進し、人権意識の高い社会づくりに努めるものとする。

(推進体制)

第6条 市は、差別をなくすための施策を効果的に推進するため、国、県及び関係機関と連携を図り、推進体制の充実に努めるものとする。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この条例は、平成8年4月1日から施行する。

行橋市人権政策推進懇話会設置要綱

(平成15年4月1日告示第39号)

(設置)

第1条 基本的人権擁護に関する条例(平成8年行橋市条例第1号)に基づき、一人ひとりの人権が尊重される地域社会を実現するため、行橋市が取り組むべき人権政策の基本方針や施策の推進のあり方等について、広く意見を求めるため、行橋市人権政策推進懇話会(以下「懇話会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 懇話会は、次に掲げる事項について検討し、必要な意見や助言、提言を行う。

- (1) 人権政策の基本方針や施策のあり方に関すること。
- (2) 人権政策の推進に関すること。
- (3) その他人権施策に係る重要事項に関すること。

(委員)

第3条 懇話会は、委員12人以内で組織する。

2 委員は、人権問題に関して優れた見識を有する者のうちから市長が委嘱する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は前任者の在任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 懇話会には、会長及び副会長を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、懇話会の会議を主催する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。

(会議)

第6条 懇話会は、必要に応じ、会長が招集し、その座長となる。

2 会長は、必要があると認めるときは、懇話会委員以外の者の出席を求めることができる。

(事務局)

第7条 懇話会の事務局は、総務部人権男女共同参画課に置く。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営について必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この告示は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成17年4月1日から施行する。

行橋市人権政策推進会議設置要綱

(平成15年4月1日訓令第1号)

(設置)

第1条 基本的人権擁護に関する条例(平成8年行橋市条例第1号)に基づき、同和問題をはじめ、女性、子ども、障害者、高齢者等のあらゆる人権問題の解消に向け、人権意識の高揚を図り、基本的人権が尊重される平和な明るい地域社会の実現のため行橋市人権推進会議(以下「推進会議」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進会議は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 人権政策の総合的な企画・調整に関すること。
- (2) 人権施策に係る基本的な方針の策定・推進に関すること。
- (3) その他人権施策推進に係る重要事項に関すること。

(組織)

第3条 推進会議は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、市長とする。
- 3 副会長は、助役とする。
- 4 委員は、別表第1の職に掲げる者をもって充てる。

(会議)

第4条 推進会議は、会長が招集し、主宰する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 3 会長は、必要に応じて関係者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(幹事会)

第5条 推進会議の円滑な運営を図るため、幹事会を置く。

- 2 幹事会は、幹事長、副幹事長及び幹事をもって構成する。
- 3 幹事長は、総務部長の職にある者をもって充てる。
- 4 副幹事長は、総務部人権男女共同参画課長の職にある者をもって充てる。
- 5 幹事は、別表2の職にある者をもって充てる。
- 6 幹事会の会議は、幹事長が招集し、主宰する。
- 7 幹事長は、必要に応じ、検討事項ごとに一部の構成員により幹事会を開催することができる。
- 8 幹事長は、必要があると認めるときは、幹事会に構成員以外の者の出席を求め、その意見を聞くことができる。
- 9 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故あるときは、その職務を代理する。

(専門部会の設置)

第6条 会長は、推進会議の審議事項のうち、専門的な事項の調査及び調整を行うため専門部会を設置することができる。

- 2 専門部会の設置及び運営に関しては、会長が別に定める。

(庶務)

第7条 推進会議の庶務は、総務部人権男女共同参画課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営について必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この訓令は、平成17年4月1日から施行する。

別表第1(第3条関係)

市長、助役、収入役、教育長、総務部長、市民部長、福祉部長(福祉事務所長)、都市整備部長、経済部長、上下水道部長、議会事務局長、教育部長、消防長

別表第2(第5条関係)

部 局 名	幹 事
総務部	総務課長、総合政策課長、財政課長
市民部	環境課長、市民課長、税務課長
福祉部	地域福祉課長、健康対策課長、生活支援課長、介護保険課長
都市整備部	土木課長、都市政策課長、区画整理事務所長
経済部	農政課長、商工水産課長、企業立地課長
上下水道部	上水道課長、下水道課長
教育部	学務課長、生涯学習課長、文化課長
収入役室	収入役室長
議会事務局	事務局次長
選挙管理委員会	事務局長
農業委員会	事務局長
監査委員	事務局長
消防本部	総務課長、警防課長、予防課長